

福知山市
自治基本条例
案

章	条	条文	解説	
目次		<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 市民（第4条・第5条）</p> <p>第3章 市議会（第6条—第8条）</p> <p>第4章 市長等（第9条・第10条）</p> <p>第5章 情報共有（第11条—第14条）</p> <p>第6章 市政運営（第15条—第20条）</p> <p>第7章 参画及び協働（第21条—第26条）</p> <p>第8章 最高規範性（第27条）</p> <p>第9章 国、府及び他の地方自治体との関係（第28条・第29条）</p>		
前文		<p>福知山市は、水清く緑豊かな自然、伝統ある歴史・文化、充実した教育・医療機関、長年の取組により整備された都市基盤などを資源として発展してきました。</p> <p>今後も、これらの地域資源を一層活かすとともに、少子・高齢化や過疎化、甚大な被害をもたらす自然災害への対応など、市民と市が一丸となったまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>このまちの資源を次世代に引き継ぐためには市民と市が相互の信頼関係をより強化し、それぞれの役割と責任を果たして課題解決のために協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。</p> <p>ふるさと福知山を誇りに思い「幸せを生きる」ために、わたしたち市民が自ら考え行動し、まちづくりに参画することで地域のコミュニティを確立し市民が主役の新たな福知山を築いていく必要があります。</p> <p>そのためには子どもから高齢者まで、市民一人一人がお互いの人権を尊重し、対話や交流によって、自助・共助・公助が機能する仕組みを築いていかなくてはなりません。市民自らの中からわき出る力を集め、市民と市が対等の立場で協働し、個性豊かで多様性にあふれる福知山市を創造するために、ここに自治基本条例を制定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例は、地方分権時代にふさわしい自律した自治体を構築するために、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。福知山市におけるまちづくりの最高規範と位置付けられます。 ○前文は、条例制定の由来や背景、まちづくりの方向性、基本理念、まちづくりに向けた決意などを述べています。 ○これまでに先人たちが守り育ててきた、恵まれた環境、豊かな自然などという大きな財産を引継ぎ、住んでみたい、住み続けたいと思える福知山市をつくっていくとともに、子や孫達の次の世代に対しても誇りを持ち続けられるような福知山市づくりを進めていくことを決意しています。 ○市民憲章の精神である「幸せを生きる」を踏まえて、主権者である市民一人ひとりがまちづくりの担い手であるということを自覚して、「市民が主役の福知山市」をめざし、基本的人権を尊重しながら、まちづくりにおいて最も重視する価値観である市民自らが考えて行動し、共に助け合いながらまちをつくることを基本理念とするまちづくりの実現をめざすことを前文に示しています。 <p>※参考</p> <p>【福知山市民憲章】</p> <p>幸せを生きる わたしたちは、ふるさと福知山を“幸せの舞台”にします。 水清い由良川、緑濃い山々、行き交う人々 生き生きとして、伸び伸びとしたふるさとをつくります。 わたしたちは、ひとりひとりの中に 人生を自由で美しいものにする力を持っています。 そのわき出る力を集め、四季を愛し、命を尊び 共に幸せを生きます。</p>	
第1章 総則	目的	1	<p>この条例は、市民がまちづくりの主体であるという基本理念のもとに、福知山市における市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市のそれぞれの役割と責任を明確にし、共に考え協力し、行動することにより市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第1章は、条例の目的、定義、自治の原則を定めています。 ○第1条は、条例の目的を定めています。 ○この条例は、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とし、そのためには条例で“権利”と“役割”を明確にすることで、共に考え行動していく（協働する）ためのルールを定めています。 ○憲法92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあり、「地方自治の本旨」とは住民自治と団体自治があるとされています。この地方自治である「まちづくり」を支える者には、市民、市議会、行政の三者があり、市民が支える部分を住民自治といい、議会と行政が支える部分を団体自治とされています。

章	条	条文	解説
第1章 総則	2 定義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民　市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。</p> <p>(2) 市　市議会及び市の執行機関をいう</p> <p>(3) 参画　政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。</p> <p>(4) 協働　市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責任を認識し、対等な立場で相互に協力して行動することをいう。</p> <p>(5) まちづくり　快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ この条例を解釈する上での共通認識を持つために、重要な用語の意味を定めています。 ○ この条例において市民とは、福知山市内に住所を有する人のほか、市内の企業等に勤務する人や市内の学校に通学する人、並びに市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体で事業活動を行っている者（以下、事業者）を指します。事業活動には、営利目的であるか否かを問いませんので、非営利活動を行っている団体・公益法人等も含まれます。 ○ 地方自治法第10条では、「住民」について規定していますが、市内に住所を有する人で外国人の人や法人を含むとしています。 福知山市では、地域が抱える多様な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、住民だけでなく市内に生活し、活動する幅広い人たちが協力し合って取り組むことが重要であると考え、地方自治法で規定する住民よりも広い意味での定義づけをしています。しかしながら、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるものとします。
		<p>市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。</p> <p>(1) 市民一人一人の人権が尊重され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。</p> <p>(2) 男女の平等なまちづくりへの参画を推進すること。</p> <p>(3) 市民及び市が互いにまちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(4) 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民及び市が協働してまちづくりの推進に当たること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参画とは、計画立案の段階から加わることをいいます。意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味を含んでいます。 ○ まちづくりとは、住みやすいまちを実現するための公共的、公益的な活動の総体を意味しています。そのうち、団体自治である市議会及び市に任せている部分を市政として整理しています。 ○ 協働とは、市民と市が同じ目標を共有し、共に力を合わせ、対等な立場で活動することをいいます。協働するにあたっては、市民が権利を有すると同時にそれぞれの立場に応じた役割を果たす必要があります。また、市は、市民に権利と役割があることを改めて認識し、対等な立場で相互に協力し、行動することが重要です。 ○ まちづくりを進めていく上での共通の行動原則として、(1)「人権尊重」、(2)「男女平等」、(3)「情報の共有」、(4)「参画と協働」を自治の基本原則としています。 ○ 「人権尊重」　市民一人ひとりが個人として尊重され、その人権が保障されることを原則としています。まちづくりへの参画が困難な社会的に弱い立場の人が参画しやすい仕組みをつくり、誰もが地域の一員として互いに認め合い、支え合い、つながり合うことで誰もが大切にされる福知山市をめざします。 ○ 「男女平等」　女性も男性も性別に関わらず対等にまちづくりの役割を担うとともに参画することを原則としています。地域での意見交換会を行った際にも女性がまちづくりに参画できないという意見が多かったことから、固定的な性別役割分担意識を解消し、共に参画することにより多様な視点を取り入れ男女ともに活躍できるまちづくりをめざします。 ○ 「情報の共有」　まちづくりを市民、市が一体となってそれぞれの役割を果たすためには、互いが持っているまちづくりに関する情報を共有することが不可欠です。市民がまちづくりの主体として市政に参画するためには適切な時期に必要な情報が提供される必要があります。そのため、市は市民の求めに応じて情報を提供するだけでなく、自らも積極的に情報を発信していくことが求められます。
自治の原則	3		

章	条	条文
第2章 市民	市民の権利 4	市民は、まちづくりに参画し、及びまちづくりについて学ぶ権利を有する。
	市民の役割 5	<p>市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮するよう努めるものとする。</p>
第3章 市議会	議会の役割、権限等 6	市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政を監視し、けん制する機能を果たさなければならない。
	議会の責務 7	<p>市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。</p>
	議員の役割と責務 8	<p>市議会議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市議会議員は、市民の様々な意見を市政に反映するよう努めなければならない。</p>

解説
○ 「参画と協働」 まちづくりには、主権者である市民の参画と市民との協働体制が必要です。そして、市民と市が対等な関係で共通目的を持って相互理解のもと、協働で進めていくことを原則としています。これは、「公共」は行政だけが担うという考え方から一歩進めて、市民が企画・立案の段階から参画し、市民と市が対等の関係のもとで連携協力し、相乗効果を発揮して、まちづくりにより大きな成果を生み出すための取り組みであり、まちづくりを進める上で重要な原則です。また、参画しないことで不利益を被らないように、あえて義務的な書き方はしていません。それぞれが、自分のできる方法で、まちづくりに参画することを意味しています。
○ 第2章は、自治の主体である市民の権利と役割について定めています。
○ 第4条は、市民はまちづくりを推進するために自発的かつ主体的にまちづくりに参画する権利と、まちづくりに関する情報を知り得る権利とを明らかにしています。そのため市は、市民がまちづくりに関して学習する場を積極的に設ける必要があります。
○ 第5条は、第4条で定めた権利に伴う役割について定めています。
○ 市民には、自らの意思に基づいて様々ななかたちでまちづくりに関わることが求められます。まちづくりへの参画の権利と同時に、自分の発言や行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画することも求められています。
○ 市民には、まちづくりの主体として市政運営にも関心を持って、住みやすいまちづくりのためにできることから取り組むことが求められています。
○ まちづくりへの参画については、多様な人々が関われるよう、特に若者の参画の推進に努めます。
○ また、市民には、快適な生活環境を確保するため、ごみの分別や廃棄、空き家を含む家屋や農地の適切な管理等、自己の責任の範囲において公共の福祉の増進や環境の保全に努めることが求められています。
○ 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される福知山市の意思決定機関（議事機関）であるとともに、全市的な視点のもとに適正な市政運営が行われているかどうかを監視する必要があり、その役割を果たすための機能の充実強化に努めることが求められます。
○ 詳細な事項については「議会基本条例」で、議会の責務と活動原則等が明記されています。
○ 第7条は、議会活動への市民参加と情報公開の原則に基づき、開かれた議会運営を求めています。
○ 第6条と同じく、詳細な事項については議会基本条例で、議会の責務と活動原則等が明記されています。
○ 市議会議員の職責については、議会基本条例に記載されています。
○ 市議会議員は、市民に信託を受けた者として、自己研さんに努めて、高い倫理観を持って誠実に職務を行っていく責務があります。

章	条	条文
第4章 市長等	9	市長は、市を統轄とともに、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営に当たり、毎年度、市政運営の方針等を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。
	10	<p>市の職員は、市民に対する奉仕者として、執行機関の運営を円滑にするため、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、市民と連携して、まちづくりに努めるものとする。</p>
第5章 情報共有	11	<p>市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めるもとする。</p> <p>2 市は、前項の目的を達成するため、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図るよう努めなければならない。</p>
	12	<p>市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができる。</p> <p>2 市は、前項の請求に対し、これに誠実に応じるものとする。</p> <p>3 市は、市政の評価の結果について分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p>
個人情報保護	13	市は、市民の権利と利益を守るため、個人情報の保護を厳正に行わなければならない。
説明責任	14	市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

解説
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の信託に基づいて市政運営を行う執行機関としての市長の権限を明らかにしています。 ○ 「市を統轄する」とは、地方公共団体である市の事務の全般について、市長が総合的統一を確保する権限を有しているということを意味しています。 ○ 市長は、この条例を率先して遵守していくことを市民や職員に示しながら、公正かつ誠実に市政運営の職務を遂行します。 また、市政運営の方針や財政計画などと、その達成状況を市民及び市議会にわかりやすく説明しなければなりません。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員は、地方公務員法第30条にも規定されている服務の根本基準を遵守しなければなりません。そして、市民と共に自治を運営していくとの意識を持って、まちづくりを進めていくために自らの知識や技能の向上に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。 ○ 市職員は、市民にとって日常的に関わる機会の多い身近な存在です。市職員も一市民として生活する中で、市民とともに考え、行動し、率先して、まちづくりに関わっていく姿勢が求められます。そうすることで、市民の市政に対する理解や信頼が深まり、この条例がめざすまちの姿を実現するための政策形成能力やコミュニケーション能力等の向上につながり、市民の視点によるきめ細かな市政運営につながります。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5章では、自治の原則に示された情報の共有の原則について定めています。 ○ 市は、情報を共有するために、対象者や地域など、対象を絞って集中的に分かりやすく工夫をし、情報を提供していくよう努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民は、市に情報の開示を請求することができます。 ○ 市は、開示請求を受けた場合、市が保有する公文書を福知山市情報公開条例に基づき公開しなければなりません。 ○ 市政の評価とは、行政活動が市民に対しどのように成果をあげたのかという視点から、客観的に評価し、その結果を反映させ、分かりやすく説明していく仕組が必要です。市は様々な手法で取りくんでいくことが必要となります。 ○ 開示請求の範囲については、福知山市情報公開条例に記載されています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市が保有する個人情報が不適切に取り扱われ、権利と利益が侵害されることがないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理、目的の明確化などについて、適切に保護することを定めています。自己に係る個人情報についても同様に扱います。ただし、災害時の対応や福祉事業等の生命に関わる場合においては、人権に配慮した管理体制のもとで特定の個人情報を活用しなければならないこともあります。 ○ 市は、市の政策を立案する段階から評価及び改善に至るまでの過程で、その経過、内容、効果、意義、費用等について市民に分かりやすく説明する責任があります。 ○ 市は、市民からの請求があった場合には、説明のできる必要な資料、体制を十分整えたうえで、法令等に定められた適切な時期をとらえて、説明しなければなりません。

章	条	条文	解説
第6章 市政運営	行政運営の原則 15	市長は、個性豊かで持続可能なまちづくりを実現するため、地域資源を最大限に活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 15条は、行政運営を効果的に進めるための施策展開について定めています。 ○ 市長は地域資源の活用と、選択と集中を基本とした戦略的な施策展開を図ります。 ○ 選択と集中とは、最小の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果の検証を行ったうえで施策展開を図ることをいいます。
	計画的行政 16	市長は、総合的な市政運営の指針として基本的なまちづくりの構想を策定し、市民の参画のもと計画的な行政運営に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的行政とは、市政における最上位の計画を定め、各種事業を執行することです。その策定にあたっては、参画と協働の推進を図るために市民の多様な参画の機会を設けることが求められています。 ○ 市長は、計画に定められた内容が実現しているかどうか、適切な進行管理を行っていく必要があります。
	法令遵守と公益通報 17	<p>市長は、市政の運営に当たっては、法令を遵守し、適法かつ公正な執行が図られるよう、職員研修の実施及び適切な対応ができる組織体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市長は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、公益通報に関する仕組みの適正な運用を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長には、市民に信頼される市政運営を行うため、法令遵守（コンプライアンス）の義務があります。市長をはじめ、実務を行う職員一人ひとりが法令を正しく理解し、これを遵守して職務を遂行するよう、組織体制を整備することが求められます。 ○ 市の職員等が行った内部通報や労働者からの外部通報についての体制の整備等、市のとるべき措置は、福知山市における法令遵守の推進等に関する条例および福知山市外部公益通報に関する規則で定めています。なお、市職員等には、市職員のほか、市が行う事務事業の受託者の従業員なども含まれています。
	行政手続 18	市長は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するため適正な手続をとらなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政手続については、公的な事務の処理に関する市民からの請求に対し、市がその事務処理の基準を示すことにより、市民の権利と利益の保護を図る制度として、行政手続法、福知山市行政手続条例（平成8年12月20日条例第9号）に基づき公正かつ透明性のある運用を行います。
	財政 19	市長は、計画的行政を実現するための財政計画に基づき、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が健全な財政運営を図っていくためには、計画的行政や財政計画に基づき計画的に運営を行う必要があります。また、行政評価の結果も踏まえて事業の見直しを行い、効果的で効率的な事業の実施に努めなければなりません。 ○ 財政運営とは、市が行政活動や公共政策の遂行のために行う資金の調達、管理、支出や財産の管理運営のための各種活動を総称するものです。
	危機管理 20	<p>市長は、災害その他の非常の事態（以下「災害等」という。）に備え、緊急時の対応と復旧に関する計画の策定や体制の整備を行い、市民の生命、身体及び財産を保護することに努めなければならない。</p> <p>2 市は、災害等においては、地域との緊密な連携に取り組まなければならない。</p> <p>3 市民は、災害等の発生時においては、自らを守る努力をするとともに、共助の重要性を認識し、相互に協力して災害等に対応しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、常に災害や事故等による不測の事態に備えて体制を整備し、市民が安全で安心な生活を送ることができるよう災害時などの事態に備えておく必要があります。 ○ 市は、これらの事態が発生した場合には、速やかに情報収集を行い被害状況等に応じて必要な作業や支援を行えるように、市民、関係機関（警察、消防、病院、電気、ガス、通信事業者等）との連携、協力により、必要な対策を講じる必要があります。 ○ 福知山市では平成25年、平成26年に連続して大きな災害に見舞われ、甚大な災害が発生しました。大災害時には、同時多発的な事象への対応が求められ、公助による対応には限界があることがあらためて浮き彫りとなりました。災害の発生時には、市民は自らを守る努力をするとともに、日ごろから自主防災組織をはじめとした地域の力による共助で災害対応にあたる必要があります。災害に強いまちをつくるためには、自助・共助・公助がそれぞれの機能を高め、総合的な防災体制の強化に努めていく必要があります。

章	条	条文	解説
第7章 参画及び協働	政策形成及び実施過程への参画 21	市長は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃（又は施策を実施）しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7章は、まちづくりを担うそれぞれの主体が、参画と協働を推進するための原則規定を明記したほか、市民の意見等を市政に反映させる具体的な参画・協働の制度、仕組みを明記しています。 また、地域におけるまちづくりを充実強化するための組織の形成、活動等に対する市が行うべき支援についても定めています。 ○ 市は、幅広い市民の参画により市政を推進していくため、政策等の立案、実施、評価及び改善過程において、多様な手段によって市民が参画できる機会を設けなければなりません。 ○ 市民生活に大きく影響を及ぼす計画とは、福知山市パブリック・コメント手続に関する要綱第3条に規定しているものを対象とします。
	審議会等 22	<p>市長は、市民に意見を求めるときは、審議会等を設置することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づき設置する審議会等の委員を選任する場合は、事案に沿い、性別、専門性等に配慮した適切な構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。</p> <p>3 市長は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「審議会」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する審査会、調査会等の附属機関及び市の政策や企画の立案過程において、専門的な知識や市民の幅広い意見を反映させることを目的として、要綱等により設置された懇話会、協議会等をいいます。又、条例に基づかない市民会議等においてもこれと準用することとしています。 ○ 市長が設置する審議会等の委員を選任する場合には、委員構成について多様な人々が参加できるよう人材育成の観点からも、原則として、委員には公募の委員を入れることとしています。委員の選出に当たっては、性別、年齢または多様な分野等に配慮しながら、選出の根拠等の透明性を徹底することも求められます。 ○ また、審議会等によっては高い専門性が求められ、公募には適さないものもあるため、「原則として」としています。 ○ 審議会等の会議や会議録についても、市民との情報の共有を図り、透明性の高い市政運営を推進するために、公開を原則とすることを定めています。
	住民投票 23	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、住民投票を実施することができる。</p> <p>(1) 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。</p> <p>(2) 議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。</p> <p>(3) 市長が自ら住民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。</p> <p>2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定める。投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人に配慮するものとする。</p> <p>3 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な住民ニーズをより適切に行政運営に反映させるためには代表民主制を補完する住民投票の制度化は、住民自治の充実を図る観点から必要との考え方から定めています。 ○ 市の重要な事柄について、十分な議論を行った上で、第1号から第3号のいずれかに該当する場合には、市長は住民投票を実施することができるとしています。 ○ 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票について必要な事項は、その都度、第1項での条例で定めることとしています。 ○ また、憲法を踏まえたうえで、事項によっては定住外国人に配慮することを定めています。 ○ 住民投票の結果については法的な拘束力はもたないため、投票の結果を受けて市民、議会、市長は、「尊重する」と定めています。

章	条	条文
第7章 参画及び協働	協働によるまちづくり	<p>市民及び市は、互いの特性を認識し、尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民の協働により取組むため適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 市は、協働によるまちづくりを進めるに当たり、市民が情報や意見を交換し、適切な合意形成が促進されるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p>
		<p>市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会等の地縁型コミュニティに参加し、相互に支え合い助け合うものとする。</p> <p>2 市は、自治会等の地縁型コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動の振興に努めるものとする。</p>
		<p>市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において当該地域住民等により、地域に一つの包括的な自治組織として地域づくり組織を設置することができる。</p> <p>2 地域づくり組織は、市民に開かれたものとし、市、その他の組織と連携しながらまちづくりを行うものとする。</p> <p>3 市長は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を尊重しなければならない。</p> <p>4 市長は、地域づくり組織の活動に対して必要な支援を行うことができる。</p>
第8章 最高規範性	最高規範性	<p>この条例は、福知山市の自治の推進における最高規範であり、市長は、条例等の制定改廃に当たっては、この条例に基づき、整合を図らなければならない。</p> <p>2 この条例による市民参加の状況把握及び改善を行うため、福知山市自治基本条例推進委員会を設置するものとする。</p>

解説
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1項は市民及び市が、それぞれの立場に応じた果たすべき役割と責任を認識し、互いに尊重し合い、対等な立場で協力してまちづくりに取り組むことを定めています。 ○ 公共的サービスは、そのサービスの受け手にとって、身近であり、最も効率的かつ効果的に提供することのできる最適な主体により提供されることが求められます。市は、市民と連携し、市民がその担い手となるよう、必要な措置を行っていくことを規定しています。 ○ 市民が、意見交換し、連携協力することで、その活動範囲を広げるとともに活発に活動を展開できるよう、市は積極的に情報交換の場や機会の創設などに取り組まなければならないことを定めています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地縁型コミュニティとは、自治会、町内会など、一定の地域内に生活する人と人とのつながりにより、支え合い、助け合える関係にある、最も身近で基礎的なコミュニティ（共同体）です。 ○ 市民が、子どもたちの通学等の安全や、一人暮らし老人の見守り、災害発生時の救助活動など、安全で安心できる生活を送るために、自治会等の地縁型コミュニティへの参加により、地域の固有課題について市民同士で話し合い、解決に向けて協力して行動するとともに、それぞれが互いに助け合うことが必要です。 ○ 市は、これらの自発的なコミュニティが持つ役割や重要性を認識し、尊重するとともに、その活動の振興に努めることとしています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の資源を活かした個性豊かな地域づくりの活動を、当該地域の住民が主体となって行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有する小学校区単位や中学校単位を基本に、地域住民や複数の自治会等が地域づくり組織（以下組織）としてまとまり、一定の規模をもって活動することが必要です。この組織をつくることが、協働によるまちづくりの推進や豊かな地域社会の実現のための仕組みとなることを目指しています。 ○ 組織は、小学校区単位や中学校区単位などのまとまりのあるエリアにおける地域住民と自治会等の地縁型コミュニティを中心とした多様な主体で構成し、地域の知恵や力を結集させ、各団体間の人材や、情報などの効率的、効果的な活用を図ることが必要です。 ○ 組織は、当該地域の住民のほか、市や当該地域と関わりのある市民との連携が妨げられることのないよう、開かれたものとします。 ○ 市長は、総合計画をはじめとする市の計画策定や、施策・事業の推進に当たっては、地域づくり組織が自主的に策定した地域の計画や組織の意見等を最大限尊重しなければなりません。 ○ 市長は、組織に対して地域の課題解決のための情報提供など、活動に必要な支援を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8章は、この条例の位置付けや見直しについて定めています。 ○ 他の条例、規則等の制定や改廃等や各種の計画等の策定においては、この条例の内容に則って整合を図っていく必要があります。 ○ 将来的な社会経済情勢が変化した場合に、この条例を時代にあったよりふさわしいものとしていくためには、条例の見直しが必要となります。また、自治のあり方もそれに対応していく必要があります、この条例の実効性を高めていくことも求められますので、見直しにあたっては市民の参画を得た委員会を設置し、この条例が適切に運用されているかどうか検証検討することとします。

章	条	条文	解説
第9章 国府及び他の地方自治体との関係	国及び府との関係 28	市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、地域の発展のために国及び府と、補完性の原則に基づく適切な関係の構築に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第9章は、国、京都府や他の自治体との連携等について定めています。 ○ 福知山市は、基礎自治体として、自己決定・自己責任による自治体運営を行うとともに、補完性の原則を踏まえつつ国や府との適切な連携体制を築き、地域の発展のため協力し合うことが重要となっています。
	他の自治体との関係 29	市長は、広域連携が必要な課題について、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するために、事務処理や災害発生時の相互応援等について、他の自治体等と連携や協力するように定めたものです。